



雨水浸透阻害行為許可等のための 雨水貯留浸透施設設計・施工技術指針

改訂要旨

雨水浸透阻害行為許可等のための雨水貯留浸透施設設計・施工技術指針（以下、技術指針）について、令和３年度の特定期都市河川浸水被害対策法の改正や「解説・特定期都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン」（令和７年３月）（以下、ガイドライン）、調整池容量計算システム Ver2.1.2 に対応できるように改定しました。

また、平成 29 年の改定以降の事例や審査担当者の意見等を技術指針に反映させるため、一部記載方法を改定しました。

【主な変更点】

- 法律の改正に伴う条項の変更
（法第 9 条⇒法第 30 条 等）
- 本編第 2 章をガイドラインの内容を反映するように変更。また、申請事例や審査担当者の意見等を踏まえ、一部記載内容を修正。
- 設計資料編第 2 章及び第 6 章を調整池容量計算システム Ver2.1.2 に対応できるように変更。
- 設計資料編第 6 章 6-5 「一部貯留」が調整池容量計算システム Ver2.1.2 に対応していないため削除。

新しい技術指針は令和 8 年 1 月 1 日からの適用となります。
（市町で 1 月 1 日以降に受け付けた申請が対象です。）